

産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成16年4月1日現在）による〕

（1）最終処分場の残存容量（平成16年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約18,418万m³であり、前年度から約240万m³（約1%）増加した。

表2-1 最終処分場の残存容量（平成16年4月1日現在）

（単位：m³）

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		31,188 (28,827)
安定型処分場	総数	69,102,718 (73,089,667)
管理型処分場	総数	115,044,476 (108,663,459)
	うち海面埋立	43,303,416 (40,900,210)
計		184,178,382 (181,781,953)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 3. () は、前年度の調査結果である。

（2）最終処分場の残余年数（平成16年4月1日現在）

平成15年度の最終処分量及び平成16年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では6.1年であるが、首都圏では2.3年と前年度と同様に厳しい状況にある。

表2-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成16年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m ³)	残余年数 (年)
全国	3,000 (4,000)	18,418 (18,178)	6.1 (4.5)
首都圏	807 (1,104)	1,878 (1,838)	2.3 (1.7)
近畿圏	432 (528)	1,839 (1,901)	4.3 (3.6)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 2. 首都圏、近畿圏の産業廃棄物の最終処分量は3,000万t×26.9%（首都圏）、14.4%（近畿圏）（平成15年度排出量の比率）とした。
 3. 残余年数 = 残存容量 / 最終処分量とする。（tとm³の換算比を1とする）
 4. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

